

「第275回判例・事例研究会」

「任意基準と PL 法上の欠陥について」

日 時	平成30年10月31日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 中村 駿

【任意基準について】

任意基準とは	主に、行政機関が策定する製造物の性能・安全性に関する指針等や、企業や業界団体が自主行動規範として策定する綱領等 Ex) 日本工業規格 (JIS 規格)
裁判例における任意基準の位置付け	任意基準が確保する安全性の観点と PL 法上の観点から評価される通常有すべき安全性の観点を対比して、観点の相違がある場合、PL 法上の観点から評価される通常有すべき安全性の観点の方が、多くの観点から安全性を求める場合には、例え任意基準に適合していても、PL 法上の「通常有すべき安全性を有していた」とは認められず、欠陥が認定されると考えられる。

【判例】

事件の表示	【裁判例】 広島地裁平成16年7月6日判決
事案の概要	(本件自転車購入) X の両親 ← A 社 (販売代理店) X (受傷) (事故当時5歳) Y 社 (製造元) → 納 入

	<p>X（事故当時5歳）は、Xの両親が販売代理店であるA社から購入した、Y社が製造する自転車（以下「本件自転車」という。）に乗って遊んでいたところ、ペダルの根本から飛び出していた金属バリにより、右膝後部を負傷し、同負傷により、後遺症が残った。</p> <p>本件自転車は、Y社において製品を70%程度組み立てた上で、未完成部分の部品とともにA社に販売し、A社は、未完成部分を組み立てた上で、完成品として販売を行っていた。</p> <p>本件自転車は日本工業規格表示（JISマーク表示）の許可を得た自転車であるが、工業標準化法に基づく認定の審査基準を定める省令に基づく個別審査事項は、「自転車の一部組立又は点検・調整をJIS認定工場ではなく代理店で行うためには、製造業者は、代理店との間で、代理店が、組み立て整備士など自転車の組立・整備についての知識及び技能を有する者を配置する旨の契約を締結しなければならない」旨定めているため、Y社はA社との代理店契約において、A社によるJISマークの自転車の組立てには、組み立て整備士の資格を有する者に行わせる旨を約定した（以下「本件約定」という。）。</p> <p>なお、Y社の自転車の組立てマニュアルには、ペダル軸の絞め付け過ぎによる「バリ」（針状の金属片）発生の危険について注意喚起したり、組立て後の点検の際にばりを除去するよう指導する記載はなかった。</p> <p>Xは、本件自転車は、ペダルの絞め付け過ぎによるバリの発生の危険性を有し、Y社はその危険性と、バリ発生の場合には、除去することを指示・警告すべきであって、Y社に対し、製造物責任法3条に基づき、本件商品には、指示・警告上の欠陥があるとして、手術費等を含む損害賠償請求を行った。</p> <p>これに対してY社は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記個別審査事項に基づき、A社の自転車の組立の際、組立整備士に行わせる旨約定し、自転車を組み立てる際には、絞め付けの程度は適切な範囲で行われていること、仮にばりが生じても最終点検によりばりが除去されることが十分期待できること 等を主張して争った。
<p>論点</p>	<p>本件商品が本件約定に基づき、本件自転車の組立を組立整備士が行っていたとしても、Y社に指示・警告上の欠陥が認められるか。</p>
<p>参照条文等</p>	<p>◆条文◆</p> <p>製造物責任法 （製造物責任）</p> <p>第三条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損</p>

	<p>害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。</p> <p>◆指示・警告上の欠陥◆</p> <p>製造物に残存する事故発生リスクを防止するのに足りる適切な指示および警告がなされていない場合</p>
<p>判旨</p>	<p>一般に、ある製造物に設計、製造上の欠陥があるとはいえない場合であっても、製造物の使用方法によっては当該製造物の特性から通常有すべき安全性を欠き、人の生命、身体又は財産を侵害する可能性があり、かつ、製造者がそのような危険性を予見することが可能である場合には、製造者はその危険の内容及び被害発生を防止するための注意事項を指示・警告する義務を負い、この指示・警告を欠くことは、製造物責任法3条にいう欠陥に当たると解するのが相当である。</p> <p>そこで、これを本件についてみると、本件製品は、Y社からの購入者であるA社において組み立てて完成しなければならない商品であったところ、ギアクランクにペダル軸を135N・mで締め付けた場合には約10ミリメートルに達するばりが生じる可能性があり、この135N・mは通常用いる25センチメートルのペダルレンチを使用した場合の取っ手部分に55キログラムの力をかけたときと同一の力で、これは成人男性が容易にかけ得る力である。</p> <p>そして、ばりは針状の金属片であり、長さ約10ミリメートルにも達するばりがペダルの取付部分にあった場合、自転車に乗車した者が足をばりに引っ掛けるなどして受傷する危険性は高く、特に本件自転車が幼児用のものであり、幼児は受傷を避けるための注意力が低いことからすれば、なお一層上記の危険性は高いから、製造者であるY社が、本件製品をA社に販売した当時、上記のような危険性を予見することは可能であったといえる。</p> <p>以上の点からすれば、Y社は、本件製品をA社に販売する際、A社に対し、ペダルをギアクランクに取り付けるときはY社の組立マニュアルに指示したトルク（ねじりの強さ）を遵守すること、このトルクよりも強く締め付けた場合には危険なばりが発生する可能性があること、取付けが完了した後は必ずばりの有無を確認し、ばりが発生していた場合にはこれを取り除くことの各点を指示、警告する措置を講じるべきであったというべきである。</p> <p>ところが、Y社は本件製品をA社に納入した際、組立マニュアルをA社に交付したが、締め付け過ぎによるばり発生危険について注意を促したり、組立て後の点検の際にばりを除去するよう指導する記載はなかったのであるから、この組立マニュアルの交付によって前記のY社がなすべき指示、警告の措置を講じたとはいえない。そうすると、この点で本件製品には製造物責任法3条にいう欠陥があったといえる。</p>